

欠陥住宅における消費者被害救済の実態

上野 勝代

Actual State of Consumer's Remedy against Damage by Defective Houses

KATSUYO UENO

Problems of defective houses have been raised explicitly since the last half of 1970s and paid attention as one of the serious social problems. For the solution of the problems, countermeasures have been taken by the construction industry and government agencies, but they are only the measures of symptomatic treatment and still quite inadequate. Especially, the establishment of a remedy system of consumer's damage is strongly desired.

In this study, the actual state and problems of damage remedy were investigated for the inhabitants of defective houses.

As the result, it is found: 1 present responses of constructors and government agencies, activities of dispute settlement organizations and actions against the damage which has already arised are quite inadequate and the damages can never be remedied systematically; and 2 such a failure of the damage remedy system leads to an increase and intensification of the damage and becomes resultantly a factor of expanding the damage.

(Received August 13, 1985)

1. 緒 言

1970年代後半より顕在化はじめた欠陥住宅問題は社会的問題として注目を集め、これを機に住宅性能保証保険制度等の各種の対策が建設業界、行政によって講ぜられてきた。しかし、依然として消費者被害は跡を断たない。あるいはまた、消費者が欠陥住宅の被害救済のための消費者運動を余儀なくされているという実態は、これらの対策だけでは不充分であることを意味しているといえよう。求められている早急な対策の一つとして消費者被害救済システムの確立がある。

前報¹⁾においては、欠陥住宅における被害の実態とその特質を検討するなかで、欠陥住宅の被害においては、物的被害に留まらず、生活被害、精神被害が深刻

となることがわかった。ところで、被害が深刻化していく過程をたどってみると、そこには、欠陥の種類・程度といった住宅そのものにかかわる要因、住宅の質に対する期待度、居住者自身の性格といった内的要因と同時に、一方では業者の対応、行政の対応や現行の法制度とのかかわりといった外的要因が介在していることが想定される。また、これらは被害を拡大させる方向で作用する拡大要因ともいいうものである。

本報は上記の点に着目して、欠陥住宅に遭遇した人々を対象に、被害者救済がどのように行なわれたのか、その実態と問題点を調査しましたものである。

2. 調査方法

調査対象、調査時期、調査方法はともに前報と同じ

である。すなわち、調査対象は重大な欠陥をもつ住宅を所有する被害者であり、調査時期は1981年6月から1982年12月までの期間である。調査方法としては主としてヒアリング調査法を用い、分析ケース数は87件である。

調査対象の概要是前報に報告したとおりである。

3. 調査結果および考察

調査結果は前報と同様住宅タイプ別のケース毎にカルテ方式でまとめられている。ケース毎のカルテを提示する意義については前報でも述べたところであるが、欠陥住宅における被害、業者や行政との対応状況等の個別性の強い問題においては、その問題についての理解を容易にし、認識を深める上では、具体的にその内容を示す方が有効であると考えたからである。提示したカルテの内容は、a. 業者に関しては業者の選定理由、業者への連絡時期、業者の対応について。b. 行政への対応に関しては相談機関名とそこでの対応状況。c. 最終的な解決方法、結着の仕方とその内容、結着に対する評価である。

調査結果を示すと表1～3のようになる。各カルテ番号は前報と同じである。本節ではこれらの結果の中から、今後の消費者被害救済を考える上で重要となる業者および行政の対応の実態と現行の紛争処理機関や訴訟遂行上の問題点について検討することとする。

1) 業者の対応

被害者の7～8割は最初に「おかしい」と思った時期に業者に連絡している。ところが、連絡後の業者の対応は全般的に良くない。その特徴を以下にまとめると、

① 誠実で、迅速な対応がとられない。

「まったく何もしない」が注文住宅で33%、建売住宅で20%、「応急処置程度」が注文住宅で29%、建売住宅で28%みられる。そして、「すぐに来てくれない」、「直すと口では言うが実行しない」、「逃げてばかりいる」等の不満が多い。これに比して、プレハブ住宅では、まったく相手にされないということは少ないが、たらい廻しにされたり、対応が長びくことなどのクレームが多い。

② 欠陥の原因が正確に把握できない状況がみられる。

「雨もりで何度も来ては今度は直ったと言って帰るが、また雨もりが起る」(建イ、プレ11)、「消費者団体の建築専門家にみてもらって初めて原因がわかった」(注G、建ヘ)、「私が原因箇所を指摘

してやっと直った」(建ワ)等はこれを示す。

③ 嫌味を言ったり、嫌がらせがある。

「こんなことを言うのはお宅だけですよ」等の嫌味を言われた人が注文住宅で43%、建売住宅で36%あり、「近所で陰口を言う」、「正体不明の人が家のまわりをウロウロする」、「変な人を一緒に連れてきて、おどすような言い方をする」等の嫌がらせも注文住宅で28%、建売住宅で20%みられる。一方、大手メーカーの多いプレハブ住宅においては、一般的には上記のような態度は少ないが、消費者運動のリーダー層に対する嫌がらせや懐柔行為があったことをリーダー本人からは2件、リーダー層以外からは数件報告されている。

2) 行政の対応

トラブルを抱えた被害者の88%が、行政機関に相談を行っている。ところが、ここで被害者の要求に耳を傾け、納得のいく対応がなされたのは建設省住宅生産課に相談した1例にすぎない。他のほとんどは被害者を失望させ、その結果として、以前にもまして行政への不信感をつのらせ、精神的被害をはじめとした派生的被害を増幅させる方向へと作用していることが表1～3の各カルテに如実にあらわれている。また、このことは、調査票の自由回答欄に記載された内容として、行政の対応に対する不満が一番多かったことにも示されている。

3) 紛争処理機関

今回の対象者の中には、訴訟以外での紛争処理機関(建設工事紛争審査会、簡易裁判所)における調停を中心とした方法で解決を計ろうとした人は少ない。各機関への申請数をみると、建設工事紛争審査会4例、簡易裁判所7例である。プレハブ住宅の場合には特に低く、44例中の1例である。

申請しない理由としては、「存在を知らなかった」というケースは極めて少ない。多くは調停のもつ折衷主義の限界と紛争処理機関の問題点を経験者や消費者運動団体の人々を通して把握していたためである。具体的な問題点としては、①業者の責任が明白にならない。②被害者の意見を充分に聞いてもらえない。③どんなひどい欠陥でも建て替えという形ではなく、補修しか認められない。④修理代も実際よりかなり低い額で結着がつく。⑤調停には執行権がないので、相手ができるないと成立しない等である。

以上のような指摘は、実際に経験した人(注N、建テ、建タ)へのヒアリング結果の中にあらわれている。

表1. 業者の対応と行政の対応、結着について（注文住宅の場合）

ケ ス №	業者について 遅延理由	行政		業者の対応		行政の対応		結着について		
		発生後 の連絡時期	欠陥が発生して、又、アレルギーで反応した時	相談機関	対応内容	相談機関	対応内容	結着方法	結着内容	結着内容の評価
A	友人が建て、又、アレルギーで反応した時	欠陥がひどい、表裏的な修繕はしてくくれた時	府建融公金	行政指導をするように申込みたいが、いざといふ時	業者と交渉中	自治会と共同で	業者と交渉中	—	—	満足。欠陥に対する対策は非常に問題を勝ちとどかしい。自衛的な努力で啓発をはななるが、個人では大変な交渉は不利なう。
B	がおける 価格が手頃である	欠陥がひどい（自治会で行なったから）	な	大手で信用、信頼していい	個別には連絡しない（自治会で行なった）	市民相談室 消費生活センター	別の機関にくうようにと言われた。	訴	裁判中	—
C	の信頼度は高いと判断した	日本経紙上に定期的におかれている広告を信じていた業者で、思っていた時	心を処置程度（入居前）	県建築課 県住宅相談室	消費者団体を紹介、一般的な注意。	提訴	提訴	裁判中	—	—
D	が厳しいので、手いとと思った時	大手だし、公庫を使用すれば、検査事故にあったと思つた時	美観的には直すが、根本的には直らないから、自動車が離れないといふ時	県建築課 県住宅相談室	あなたのように泣いて来る方が、毎月3~4人いる消費者団体を紹介、中間立場で被害者が不利になる場合にたたかれて被害者がお金はないが弁護士をやめて裁判が弁護士の方が良いと言われる。	提訴	提訴	裁判中	—	—
E	地が立地条件といいと見ていて気にいたので	業者の用意した上最初におかしく決まつた時	一旦は建て替え（再建築）と決まつたのに、その後担当者が代わり、急に残金不払いと訴えられた。	県建築課 県住宅相談室	一度は業者に忠告してもならない後、裁判と弁護士を依頼するといふことで相談した。	業者側が残金不払いといふことで提訴	簡易裁判所の相手がないので、裁判官と一緒に話し合つたので、弁護士もあつて、消費者団体に相談した。	簡易裁判所の相手がないので、裁判官と一緒に話し合つたので、弁護士もあつて、消費者団体に相談した。	調停	—
F	広告、宣伝をよくおかけた時	はじめは応急処置程度はしてくれたが、欠陥を言ってくれた時	はじめはそのままたのに、その後担当者が代わり、急に残金不払いと訴えられた。	県建築課 県住宅相談室	個人的な問題だからと、話をあつたり聞いてくれなかつたので、業者に忠告してくわれただけだった。	行政が直接のりだすと角が立つたので、消費者団体専門の立合いがつた。	行政が直接のりだすと角が立つたので、消費者団体専門の立合いがつた。	修復保証期間の延長	満足	—
G	公庫の融資がうけられたので	告知度が高く、木雨漏りがした木の部材を多く使用するのかどうかと問い合わせたので	すぐ以來てくれたが、消費者団体の車両がみるまで原因がわからなかった。	市民相談室	行政が直接のりだすと角が立つたので、消費者団体専門の立合いがつた。	—	—	—	—	—
H	モデルハウス展示場が気に入った時	おかしいと思つた時	すぐに来てくれたが、消費者団体の車両がみるまで原因がわからなかった。	市民相談室	行政が直接のりだすと角が立つたので、消費者団体専門の立合いがつた。	—	—	業者と交渉中	—	—

業者について			行政の対応			結着について		
ケ ス №	選定理由	欠陥発生後の連絡時刻	業者の対応	相談機関	対応内容	結着方法	結着内容	結着内容の評価
I	知人の評判がよいため	(6ヶ月)	おかしいと思つた時	応急処置程度	建築課	瑕疵保証期間もすきといふと言われた。	個人的に有料修(予定)理	瑕疵保証期間がすきているので仕方ない。しかりし何となくわりきれない気持。
J	営業マンが熱心であるデザイン設計がよい、	おおかしいと思つた時	まったく補修してください。	建築課	別の機関にいくように言われた。	提訴	裁判中(3年目)	一審は敗訴現在二審目
K	社長が一級建築士	最初におかしいと思つた時	木造の家はほじくり出しだらいくらでも出でてくる。これで普通だ」と言つてまったく補修してくれない。	府と市の建築課	只、「自分の財産はあなたが守るために下電話をして強業者に業者が、ないといふことを残金を支払わないと」ことで提訴された。	業者側が残金不払いといふと業者側が残金不払いといふと税金のムダだと思った。	裁判中(6年目)	一審は敗訴
L	田舎のことなどな地元の業者だと安心した	おかしいと思つた時(6ヶ月後)	表面的な修理のみ。	住宅相談室	一般的な注意のみ。	業者と交渉中	—	—
M	以前に利用したこの近所にあるので	最初におかしいと思つた時(6ヶ月~1年)	応急処置程度はしてくれば雨漏り、その他は補修をしてくれない。	市民相談室	一般的な注意はしてくれた。	個人で業者と交渉	補雨漏り等はは充分の方で補修	不足
N	前の違反建築の家について相談に乗つてもうらつた業者(入居後すぐ)	最初におかしいと思つた時	表面的な見える所だけの手抜きの補修だった。	府建築振興課 近畿行政監督局課指導	「建設工事紛糾審査会に出して建設業者を指導してほしい」と言ったが、何もしてほしくれなかつた。	提訴	裁判中	—
O	前の住宅の建築で不愉快な思いをしたがためました(信用、信頼がおけるので)	びどいと思つた時	口さきばかりで、まったく補修してくれない。	消費者生活センター	業者に一応は忠告してくれた。	建築紛争審査会	一部修理	この位で仕方がないと思う。
P	業者が他所に建てた家をみて、価格もしつかりしていいようにみえたの(入居後すぐ)	今度は親切にと迷わなかった(信用、信頼がおけるので)	相談していない(新聞で消費者团体を知ったので、たずねた)	応急処置はしてくれたが、あとは逃げてばかり。	提訴	裁判中	—	個人的な問題だからと、あまり話を聞いてくれない。このようないまいな契約
	知人からの紹介で信用信頼がおかげで	最初におかしいと思つた時	「これでよいのだ」の一点	府建築課	—	—	—	—

表2. 業者の対応、行政の対応、結婚について（建売住宅の場合）

ケ ス N o	業者について		行政の対応		結着について		結着内容の評価
	選定理由	欠陥発生後の連絡期	業者の対応	相談機関	対応内容	結着方法	
ハ ハ	現物が気に入った 金融公庫の融資が受けられる	おかしいと思 った時	精神的疲労処置がなまつた。当初は応急注入で現れたり、家を基礎補強をしていく。	市民相談室	別の機関に行くように言われた。	個人で業者と交渉	補修
ニ ホ	価格が手頃に近い バス停にて(5年)	ひどいと思つ て(5年)	現在交渉中	建築課	業者に注意してくれた	業者と交渉中	—
ヘ ト	住宅新聞で良い大工さんかないと紹介してあつたので 以前利用がある	立地、周辺の環境がよかつたので	おかしいと思 った時(6ヶ月)	市民相談室 市建築課	専門外だから建築課の方へ 2年たつていて保証期など言つてござる私をいた。 事務室へお問い合わせ下さい。	個人で業者と交渉	部分的に修理はされ たが、まだ自己負担で補修
チ	価格が手頃なので 以前利用がある	おかかると 思つた時(6ヶ月)	全く補修してくれない。その後手直し工事内に約書を交わし、1ヶ月後約束をした年にかかって、手直しする。手直しする年かかつた。	な な し	な な し	個人で業者と交渉	不満ではあるがまあまあと思う。
リ ス	価格が手頃で家の 近所にある 営業マンが熱心 ので	おかかると思つた時(4~5年)	何度も修理依頼したが、暴力団ばがいの言葉をいわれた。裁判所へ行くからだらしがしぶしぶ応じた。	市民相談室 市建築課	別の機関へ行くように言われた。	仲介人の協力で個人で業者を交渉	一部修理(応急処置はそれも大半は自己負担)
ル	現地(立地条件) が気にいたので	ひどいと思つ て(2年2ヶ月)	最初におかし のらりくらり逃げている。	市民相談室 簡易裁判所	土地の造成状況を調べたた めに行つたが、担当者がいないので、又期間が すきでいるからわからないと としかねません。	調停	不満足。

ケ ス №	業者にについて 選定理由	久留発生後の運営時期	行政の対応		業者の対応		対応内容		結着内容 結果内容の評価
			課	所	課	所	調停	審査官	
ワ	価格が手頃なでおかしいと 家の近所にあるのであるので で	(3ヶ月)	戸があけめしなくなく なったので、その戸を開け ようとしたが、戸を動け だつた。しかしその後又、 あけしめできなくなつた。 おかしいと思 つた時	市建 築	府振 興	課	簡易裁判所 の調停	行政審査官	全く補修してくれない(保 証期間2年がすぎたとい う理由で何もしてくれない。 いくら言ってもどちらがあか ない)。
カ	価格が手頃 営業マンが熱心	(2年6ヶ月)	(3ヶ月後) た。	市建 築	行政審査官	課	不満足。本当に相 当するのだと想 うが、そのためには裁判せね ばならず、費用やひまがな くてできなかつた。又、協 力してくれる弁護士さんが いたら裁判にしたいと思 つた。	個人で業者と 個人で交渉	いくら言って もらおかないので、自 分で他の工務 店を頼んで修 理した

ケ ス N _o	業者について		行政の対応		結着について		結着内容の評価	
	選定理由	欠陥発生後の連絡時期	業者の対応	相談機関	対応内容	結着方法		
ヨ ア ッ タ レ ツ	営業マンが熱心でいたと思った時 (6ヶ月～1年)	最初におかしくなったとき (1年半)	すぐに来てくれた。しかしのと起つた時に「こんな」となってはと説明。最後に「そば」といって下さった。立地が悪くなっているのでわざは立地が悪くなっているので安くなる。	府建建築課 府民相談室 市建築指導課 市民相談室 消費者センター 監理局	建壳住宅は自分たちの管轄外だから他の機関へ行くよう言われた。 時効寸前だからと言って、時効上のばまでてを教えてくれた。	提訴 (一度は簡裁の調停に申込 裁判中 んだが、結果に不服)	—	—
ヨ ア ッ タ レ ツ	価格が手頃	おかしいと思った時 (6ヶ月)	〇〇頃までは補修するとおかもうと思つたが、その時期がきても全く補修しない。以後、ひきのぼしのぼしで、全く補修しない。	府建建築指導課 市民相談室 消費者センター	業者に連絡をとつても、「業者は「相手をうるさい」とはいって、それでどうなって、そこには保証されるとか、家は、欠けだといふアドバイスをうるがけだ。監話をはきなさい。しかし何もできない。	簡易裁判所の調停	損害賠償(修理代金分) 不満足	
ヨ ア ッ タ レ ツ	立地条件がよかつたので	これはひどいと思った時 (6ヶ月)	一回、表面的な修理はしてくられたが、くわないう。ウソばかりつく。	府建建築指導課 市民相談室 消費者センター	一般的な注意しか与えてくれない。法律や規則を口にするだけでは無能。	仲介業者を介して個人的に修理	不満(瑕疵の責任は業者にあるのに有料となつたこと。期間が長びいたこと。)	
ヨ ア ッ タ レ ツ	近所にあったので (居宅のすぐ近くにあったので、この家は書道教室用にと購入した)	雨もりの時、すぐに電話しなが、なかなか電話しない。5～6回電話したが、やがて汚れた天井後も消費者団体を知らないで連絡を怠つたり。ラチがあかず、立ち止まらなかった。	相談していない。	消費者団体の修理、弁償金。 専門家の立会 いによって	—	満足	—	
ツ	価格が手頃	おかしいと思つた時 (入居後すぐ)	応急処置	建築課	話をしてくれるだけ	個人で業者に交渉中	—	

ケ ス N o	業者について		行政の対応		相談機関		対応内容		結着方法		結着内容		結着内容の評価	
	選定理由	欠陥発生後の連絡時刻 おかしいと思 った時(入居後すぐ)	業者の対応	表面的なことはしてもらつた。	相談していない	個	人	補	修	原因がはつきりわからぬため不安が残る。				
ネ	価格が手頃	おかしいと思 った時(3ヶ月)	業者にしてくれたが、思 かれていても見えない。さじ をなげた次第。こんなな うそ、うちでやる方 が気分的によい。	不 明	相談していない	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ナ	価格が手頃	おかしいと思 った時(3ヶ月)	業者に申し入れてなかな い。さじをなげた次第。うそ、うち でやる方が気分的によい。	—	相談していない	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表3. 業者の対応、行政の対応、結着について(プレハブ住宅の場合)

ケ ス N o	業者について		行政の対応		相談機関		対応内容		結着方法		結着内容		結着内容の評価	
	選定理由	欠陥発生後の連絡時刻 何かだから 大手メーカーだから モデルハウスや展示場が気に入つて 下場が気に入った 友人、知人、親戚 に評判がよい、	業者の対応	何度も下請けの工務店にで かけたが、結露など 根本的修復はしてくくれたが 基礎が弱くなかったが アフターサービスはないし 定期点検もないし 補修費用も高い、	相談	機 械 課 直 接 会 社 に 言 つ て 下 さ い	市 建 築 課 直 接 会 社 に 言 つ て 下 さ い	消费者団体を 介して	建設業等の損害賠償金 賃貸金	消费者団体を 介して	補	修	この位で仕方がない。 しかし、その後また床鳴りや雨漏りするようになつてい る。	この位で仕方がない。 しかし、その後また床鳴りや雨漏りするようになつてい る。
1	大手メーカーだから モデルハウスや展示場が気に入つて 下場が気に入った 友人、知人、親戚 に評判がよい、	—	何かだから とで片づけられた。 基礎はしてくくれたが 基礎が弱くなかったが アフターサービスはないし 定期点検もないし 補修費用も高い、	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不満足。期間が長びいた。 一応直してもらつたが、セコハンを買ったような気持ちである。また、まだ直つていないのである。	
2	大手メーカーだから モデルハウスや展示場が気に入つて 下場が気に入った 友人、知人、親戚 に評判がよい、	—	基礎はしてくくれたが 基礎が弱くなかったが アフターサービスはないし 定期点検もないし 補修費用も高い、	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不満足。施主には専門的なく相手がわからなかった。また、現場監督は20軒以上を受けるので、なかなか工事会社にかかるまで非常に時間がかかるといった。消費者団体が急遽話し合いで応じるようになつた。	
3	直接施工、責任施工の大手メーカー 大手企業マンが熱心で あつたという事から	おかしいと思 った時 (入居前)	施主には専門的なく相手がわからなかった。また、現場監督は20軒以上を受けるので、なかなか工事会社にかかるまで非常に時間がかかるといった。消費者団体が急遽話し合いで応じるようになつた。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不満足。施主には専門的なく相手がわからなかった。また、現場監督は20軒以上を受けるので、なかなか工事会社にかかるまで非常に時間がかかるといった。消費者団体が急遽話し合いで応じるようになつた。	
4	展示場に行つて (地震に耐えられない家などとい うことがよかつた理由で)	これまでひどい 業者と長時間の交渉の末、 補修が決つた。	あまり話をきいてくれなか った。	市民相談室 消費者センター	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	消费者団体を 介して	この位で仕方ないとは思う が、肉体的、経済的、精神的 屈辱でも建て直していただき たら、私の気持はずっつき できるかと思わない日はない。	

業者について		行政の対応		行政の対応		行政の対応内容		結着方法		結着内容		結着内容の評価	
ケース№	選定理由	久留発生後の連絡時期	業者の対応	相談機関	対応内容	建築業者	基礎消費者センター幹部	業者と交渉中	――	――	――	――	――
5 ら	大手メーカーだから おかしいと思つた時 (入居後で)	補修工事に専念して 隠蔽工事を行なつた（基礎 の保護工事を買収したが、効果 あまりなし。）	建築業者一辺倒の感じ。 畠違い、処置なし。 建設省に連絡したが、効果 あまりなし。	建築業者セントー 政黨幹部	――	――	――	――	――	――	――	――	――
6 ら	技術的にすぐれて いると思ったから 開発した学者が大学教授であるので	本社に行なった事によく 話題だと言つた。業者もこども の不具見。変化払そその作不体を介して建 築業者団体をなつた。	本社で直接工事行なつた 結果、2F床梁の欠陥は被害し 変化が支払そその作不体を介して建 築業者団体をなつた。	建築業者 課	一応は話をきいてくれた。	建築業者 課	一応は話をきいてくれた。	消費者団体を 介して	建替え。 だし工事費の 1/3は被害者も ち	修	修	修	修
7 ら	大手モデルハウスが気思つた時 に入つた 価格が手頃	排水工事は完全に直しても 不良で、何度も修理や 返却が多かった。業者が通じ たが、その後も誠意がなく 時間がかかる等のトラブルが 発生した。	排水工事が、ドアの開閉や 急処置で、何度も修理や 返却が多かった。業者が通じ たが、その後も誠意がなく 時間がかかる等のトラブルが 発生した。	建築業者 課	話はきいてくれたが、頼り にならなかった。	建築業者 課	話はきいてくれたが、頼り にならなかった。	消費者団体を 介して	補	修	修	修	修
8 ら	大手メーカーであ る営業マンが熱心	東京の本社が社内で検討す ると言つた。	東京の本社が社内で検討す ると言つた。	都民室	消費者団体を紹介された。	都民室	消費者団体を紹介された。	消費者団体を 介して	慰謝料を 建替え	満足しきし。 近所との気 満足さがあるの で、チヤン スが変わ っている。	慰謝料を 建替え	慰謝料を 建替え	満足
9 ら	大手メーカーだから おかしいと思つた時	業者にクレームを言つたところへ「東京b社の課長ク ラスが、社内で検討する」と言つた。消費者団体に入 り、会を通じて連絡して本社に連絡して、話が通じ たり、会を通り、消費者団体を紹介された。	業者にクレームを言つたところへ「東京b社の課長ク ラスが、社内で検討する」と言つた。消費者団体に入 り、会を通じて連絡して本社に連絡して、話が通じ たり、会を通り、消費者団体を紹介された。	都民室	都民室	都民室	都民室	消費者団体を 介した交渉に	慰謝料を 建替え	満足	満足	満足	満足

ケ ス N o	業者について		行政の対応		結着について		結着内容の評価
	選定理由	欠陥発生後の連絡時期	業者の対応	相談機関	対応内容	結着方法	
		つたことで、業者の対応が裏をかえしたよくなつた。					
15	新聞等でd社を知り、できることで決めた	ひどいと思つた時(6ヶ月)	表面的な修理しかしなかつた。その後消費者団体でもあるがあつたことをやわらかくした。	相談してない	――	消費者団体に教えてもらひ迷惑料(12万円)	修
16	営業マンが懇意な人(営業の人が同じ九州出で親切味があり、何かのところ良いと見学の際、鉄骨丈夫で、ある。住金が手当金がうけられる公庫の融資がうけられた)で決めた	こまごまとしたことによれば、太がかりなことはしてくれなかつた。調査しても、原因が不明なので住宅相談室(2ヶ月～6ヶ月)	府住宅供給公社の一般的注意しか与えてくれなかつた(工務店と相談して、解決するようになりた)。	業者と交渉中	――	業者と交渉中	この位で仕方がない。
17	大手メーカーだか(八居後2～3ヶ月)	おかしいと思つた時(3ヶ月未満)	当初、業者は全面補修をし残金160万円を慰謝料条件をぶつけたが、以後なつのつぶ表に出た。被害者が新聞に公表され、社会的に訴えられたところだった。	建業センター課	相談してない	消費者運動団体を介して修理料、マスクミーを通じて等の経費	満足
18	大手メーカーだか(3ヶ月未満)	おかしいと思つた時(3ヶ月未満)	表面的修理はしてくれたが根本的欠陥はしてくれなかつた。	消費者センター課	一般的注意しか与えてくれなかつた。	消費者団体を介して修理料を支払った。	不満足。期間が長びいた。内装等修理できたが、抜本的なものはできなかつた。
19	大手メーカーだか(八居後すぐ(床下に入つて調べて、こられはひどいと思つた)	はじめは全く相手にされなかつた。「これでよいのだ」「修理不能だ」とか平気で言つた。「解体して第三者的立場の専門家にみてもらう」と強く解体の催促をしたところ「建て直す」とかえってきた。	直接消費者団体へ相談に行つた。	個人的	建て替え	満足	満足

欠陥住宅における消費者被害救済の実態

B39

ケ ス N. 番	業者について 対応理由 欠陥発生後 の連絡期	行政機関 相談窓口	行政の対応内容	結着方法		結着内容	結着内容の評価
				補 修	業者に個人的 に交渉して		
20 ら	天手メーカーだから うモデルハウスや展 示場が気に入っ た	好意的に直してくれた。ア クセサリーサービスや、定期点 検がない。	一般的注意しか与えてくれ なかつた。	この位で仕方がないと思 う。	この位で仕方がないと思 う。	この位で仕方がないと思 う。	この位で仕方がないと思 う。
21 ら	天手メーカーだから う モ デ ル ハ ウ ス が 良 い に 入 っ た	工事による振動が 原因だと思つた。 奥井が波は「单なる経験的 な知識ではない」と言つた。 モ デ ル ハ ウ ス が 良 い に 入 っ た	業者と個人の請負関係には タッチできない。大きな業 者は建設大臣の許可を得て いる。建設省へ行ってみな さいと言つた。 できるだけ話し合いで解決し なさい。それでダメならメ ーカーを呼んで指導すると言 つたが、適切な指導はな かった。	消費者運動團 体を介して	建て替え 満 足	満 足	満 足
22 ら	納期が早いとい ふ こと で モ デ ル ハ ウ ス が 良 い に 入 っ た	おかしいと思 つた時 (入居前)	初めて梯子を立てて構えを下を 下をが1本のみで立てるこ わからず、業者に説明を認めて 下を下が1本のみで立てるこ わからず、業者に説明を認めた。 初回は、認めてくれなかつ た。そんなに言うのなら、 他に代つてくれた。 (その頃、地価は上つて出て きているし、家は売つた くやしかつた)。	消費者団体を介 して	建て替え 満 足	満 足	満 足
23 ら	天手メーカーだから う モ デ ル ハ ウ ス が 良 い に 入 っ た	おかしいと思 つた時 (入居後すぐ)	直接 相手にされなかつた。業者側 のいやみを言つた。業者側 の柱等、水平直角のは、今 でもいい手のアフターサ ービスなどと定期点検もな く、全な補修はなかつた。	大工、工務店、業者に忠告 してくれた。	補 修	完全な補修ではなかつた が、この位で仕方がないと 思う。	完全な補修ではなかつた が、この位で仕方がないと 思う。
24 ら	天手メーカーだから う モ デ ル ハ ウ ス が 良 い に 入 っ た	おかしいと思 つた時 (入居後すぐ)	表面的修理はしてくれた が、根本的欠陥に対しても 修理はしてくれなかつた。 アフターサービスや瑕疵保 証期間が短い。	業者に個人的 に交渉して	補 修	不 満	不 満

上野 勝代

業者について				行政の対応				結着について					
選定理由		欠陥発生後の連絡時期		業者の対応		相談機関		対応内容		結着内容		結着内容の評価	
25 大手メーカーだが、友人かセールスマンをしていましたので	おかしいと思つた時(入居前)	業者に連絡すると、やり直しをされ追加料金をとられる。	消費者センター	電話をあまりきいてくれなかつた。	消費者団体	補修	修繕	消費者団体	補修	この位で仕方がないと思つた。	ともかくもう渡れてしまったので、この位で仕方がないと思った。	この位で仕方がないと思う。	この位で仕方がないと思う。
26 大手、営業マンが熱心、価格が手頃、大きいくどれる。	安心、価格が手頃、相手にされなかつた。	消費者センター	消費者団体を教えてくれた。	大工、工務店、業者に忠告してくれた。	消費者団体	補修	修繕	業者に個人的あるいは団体を介した交渉によって	補修	この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。
27 大手、営業マンが熱心で窓が大きい。	おかしいと思つた時(入居前)	しぶしぶ直した。直接いやみを言われた。アフターサービスはないに等しく、瑕疵保証期間が短く、定期点検がない、料金が無料かわりしない。	消費者センター	大工、工務店、業者に忠告してくれた。	消費者団体	補修	修繕	消費者団体を介した交渉によって	補修	この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。
28 大手、モデルハウスや展示場が気に入つた。	おかしいと思つた時(入居後すぐ)	表面的修理はしてくわたが、根本的欠陥には対応つかない修理はしてくるが、修理する方法が当方の箇所もあつた。直接業者に交渉してもうらいビスす直は、相手にアフターサービス時間が短く、や瑕疵保証期間が短く、や間に来てくわないと。	都の建築課 建設省の住宅生産課	あまり話を聞いてくれなかつた。	消費者団体を介した交渉によって	補修	修繕	消費者団体を介した交渉によって	補修	この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。	期間が長びいた。この位で仕方がないと思う。
29 モデルハウスや、展示場が気に入つた。	これがはじめての修理はしてくわなかった。	建 築 課 住宅相談室	あまり話を聞いてくれなかつた。対応が非常に悪い。	裁判中	—	—	—	消費者団体を介した交渉によって	—	この位で仕方がないと思う。	解決までの期間が長びいた。その後、また欠陥箇所が再発し、現在交渉中。	この位で仕方がないと思う。	この位で仕方がないと思う。
30 大手、(入居後すぐ)	おかしいと思つた。	話になかなか応じてくれず6~7ヶ月かけて補修してくわったが、表面的なことには悪く、そこまでしてきたら業者ただけの修理はしてきて、修理者がでてきられた人夫をつかまつた。修理者が言葉遣い合ひの時に、公的施設がその頭がそのままの言ふことをそのまま伝えた。	直接消費者団体に相談	—	—	—	—	消费者団体を介した交渉によって	—	この位で仕方がないと思う。	解決までの期間が長びいた。その後、また欠陥箇所が再発し、現在交渉中。	この位で仕方がないと思う。	この位で仕方がないと思う。

ケ ス N	業者にについて	業者の対応の長がてきて急に紳士的になつた。	行政機関の対応内容		結着方法	結着内容	結着にについて
			欠陥発生後 の運営時期	選定理由			
31	大手メーカーだか ら フリープランであ った 火災に強い構造	おかしいと思 つた時 (6ヶ月～1 年)	消费者的置程度だつた。個人でクレームを補修するが、他の専門家を紹介する。次に修理部以外に消費者よりどうなつた。アフタービスもなく定期点検をつづけた。	消費者団体の専門家を教えて頂き、その専門家が献身的に努力し、業者に厳しく是正をせまつた。その後は、最初から話をする気はなかった(頼りにならないと思ったので)	補修料	修理期間が長びいた。	足
32	基礎高が高く、湿 地にはないかと思つ た コンクリート系は 乾燥しているので 安全モールハウスが気 に入った	おかしいと思 つた時 (入居前)	軽弱地盤のためコンクリー トパイプを打つたところが、パイプの打ち立ちが悪かった。業者が建つてく れは直ただが、が出てし な次陥れ！と書かし、こ の時の特約があとで非 常に立つた。	業者と 交渉して た。	修理	修理、補修費溝	溝
33	大手メーカーだか ら モールハウスや展 示場が気に入つた	おかしいと思 つた時 (入居前)	表面的修理はしてくれたが、根本的欠陥に対する修理はしなかつた。	業者と 交渉して た。	修理	修理、補修費溝	溝
34	大手建設会社だか ら 当業者があつた	おかしいと思 つた時 (入居前)	表面的修理はしてくれたが、根本的欠陥に対する修理はしなかつた。	業者と 交渉して た。	修理	修理、補修費溝	溝
35	ツーバイフォー工 法であるから 地元の有名メーカ ーだから	おかしいと思 つた時 (入居前)	表面的修理はしてくれたが、根本的欠陥に対する修理はしなかつた。	業者と 交渉して た。	修理	修理、補修費溝	溝

上野勝代

ケ ース №	選定理由	業者について		行政の対応		相談機関の対応内容		結着について	
		欠陥発生後 の連絡時期	業者の対応	検査員 していない	——	個人で業者と 交渉して	補修	この位で仕方ないと 思う。	
42	価格が手頃 営業マンが熱心	おかしいと思 った時 (入居前)	うだつた。検査員 が質問して、業者 が答えて、改修が進 めた。	検査員がな く、被害者の答 えで全額対応だ った。	一般的注意しか与 えなかった。	期間が長びいた。 業者の責任で 引き渡された。	修	この位で仕方ないと 思う。	
43	大手メーカーだから 営業マンが熱心	これはひどい と思った時 (入居前)	完成前に消費者団体の専門 家の指摘により、ある程度 なおした。	消費者センター	一般的注意しか与 えなかった。	消費者団体を 介して問題点を 修理するまで、 修理がかかる。 もともう家を建てるのは あきらめられた。	修	この位で仕方ないと 思う。	
44	大手メーカーだから うらやましい	おかしいと思 った時 (入居前)	表面的修復はしてくれた が、根本的欠陥に対し て修理はしきつた。 修理はしきつたがまんでき て、そこそこ補修して くれた。	消费者団体を 介して問題点を 修理するまで、 修理がかかる。 もともう家を建てるのは あきらめられた。	人	個	この位で仕方ないと 思う。		

4) 訴訟の困難さ

今回の調査の中で訴訟に持ちこまれた（あるいは今後提訴の予定）ケースは注文住宅9例、建売住宅4例、プレハブ住宅2例である。しかし、現行制度のもとでは訴訟によって解決を求めるることは、消費者側に不利な点があることが明らかになった。その主な内容を挙げると以下のようである。

① 無過失責任が問える瑕疵保証期間が短い。実際に市場取引で多く使用されている四会連合協定工事請負契約款²⁾や宅地建物取引業法第40条³⁾の期限は、現在の民法で定められている期間（民法638条、同570条、同566条⁴⁾よりも短くなっている。消費者には不利、請負人あるいは売主には有利に修正されている。

② 請負契約の場合、欠陥の修補と損害賠償は請求できるが、契約解除は一般的にはできないとされている⁵⁾。したがって、契約解除あるいは建て替えを請求する場合には、民法415条の債務不履行責任か民法709条の不法行為責任の適用によらなければならない。ところが、これが成立するためには、(a)故意または過失であること、(b)因果関係のあることの立証を原告消費者側がしなければならないという厳しい条件がある。

③ 建売住宅や中古住宅のような売買契約の場合、消費者が直接生産者に対して製造物責任を追求することは困難である⁶⁾。

④ 損害賠償は一般的には商品の代価程度までであり、瑕疵から惹起された損害（拡大損害）についてまで通常の売主の責任を認めることは無過失責任の上において酷であるとされている⁷⁾。したがって、今回の調査の中でも明らかにされたように、住宅欠陥においては生活被害をはじめとした拡大被害のウエイトが大きいにもかかわらず、原則的にはそれらが損害賠償の対象として認められない⁸⁾。

⑤ 契約解除の際の価格算定が年5分というの、地価、建設物価の上昇率に比して低いものであり、実質的な目減りとなる。

⑥ 裁判をひきうけてくれる弁護士が見つけにくい。これは上記法制度上の制約から消費者側が不利になっていることに加えて、建築知識を理解するのに多大な時間、労力を要する反面、損害賠償額が低いため、弁護料が相対的に低くなるといった理由が、この背景にあると考えられる。

⑦ 鑑定をひきうける建築専門家が見つけにくい。この理由は次のような点にあるといえよう。(a)瑕疵の指摘は一般的な建築知識、技術をもちあわせている専門家であればできるが、瑕疵の発生と原因の因果関

係、安全性についての評価を判定するには特別な知識や法律的素養が必要となる。(b)多様な職種の総合体であり、相互扶助的な形で仕事が成立している建築業界において、同業者の故意または過失を指摘することは非常に困難な社会的状況に置かれている。(c)労力、時間に比して、鑑定費用は相対的に低い。

(8) その他、訴訟には費用がかかる。期間が長い等、訴訟一般に言える苦痛があるが、住宅訴訟の場合には、これに加えて、裁判を有利に進めるためには、現場保存が必要となるため、生活上不便でも修繕ができないという苦痛が加わる。

以上のような消費者にとって不利となる状況が存在することを熟知しているため、プレハブ住宅被害者の多くは訴訟よりは社会的な力一派論を背景とした消費者運動による自主的交渉の途を選んでいる。その結果、今回の調査においても10例が建て替えまたは交換という解決に至っている。これは企業が社会的信用を重視し、資金力もある大手メーカーであったため出来たことでもあるが、同時に、現行法制度をはじめとする被害者救済システムが問題解決のために対応しきれない矛盾をあらわしているものともいえよう。

4. 結語

本研究は、重大な欠陥住宅に遭遇した居住者を対象に、それぞれのケースを調査することによって、業者および行政の対応、現行の紛争処理機関や訴訟といった現在の消費者被害救済システムの実態と問題点を明らかにしようとしたものである。

その結果、以下のように要約される。

1) 業者の対応としては、a. 誠実で迅速な対応がとられない。b. 欠陥の原因が正確に把握できていない。c. 嫌がらせ行為がある、等といった全般的によくない対応が多くみられる。

2) 行政の相談機関の対応としては、納得のいく対応が示されたのは1例にすぎず、話をきいてもらえないかったり、たらい廻しにされたり等適切な対応はされておらず、ほとんどの人々の期待は裏切られ、行政への不信が増幅されている。

3) 現行の紛争処理機関については、消費者側に不利な点や問題点を有することが原因となって、利用する人は少ない。

4) 訴訟においては、現行法制度上ならびに訴訟遂行上の方法論や人材の点で消費者側に不利な点が多い。

5) このような被害者救済システムの立遅れが、結果的には被害者の被害を拡大、深化させていく拡大要因として働くことがわかった。

最後に、調査にご協力頂いた被害者の方々、澤田和也弁護士、伊藤学建築研究所長をはじめとした消費者団体、建築専門家の方々、当時学生であった西野実佐子氏(本学)・江上統一郎氏(本学)・大月浩子氏(ノートルダム女子大学)、ならびにご指導いただきました本学吉野正治教授に心から感謝の意を表します。

(1985年8月13日受理)

参考文献

- 1) 上野勝代：京府大学術報告理学・生活科学，35, 33 (1984)
- 2) 引渡しの日から木造の建物については1年間、石造、金属造、コンクリート造の建物などについては2年間。
- 3) 目的物の瑕疵担保期間について、引渡し日から2年以上となる場合を除き、民法566条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない」という特約の制限により、現実的には最低の2年間という契約約款が多い。(傍点筆者)
- 4) 民法638条「土地工作物、請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ引渡ノ後5年間其担保ノ責任ニ任ス。但シ此期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ金属造ノ工作物ニ付テハ之ヲ10年トス」。
民法570条「売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第566条ノ規定ヲ準用ス」。民法566条3項「契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主ガ事実ヲ知リタル時ヨリ1年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス」(傍点筆者)
- 5) 民法635条「仕事ノ目的物ニ瑕疵アリテ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ注文者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得、但建物其他土地ノ工作物ニ付テハ此限ニ在ラス」
また、解除できない理由としては、次のように述べられている。「相当な資材をつぎこんだ後に当初に遡って契約を消滅させ、未完成物を除去させることは、請負人自身の不利益だけでなく、社会的にも不経済になるから解除は認められない」と解されています。」(傍点筆者)
(「建築の法律相談(改訂版)」：遠藤浩、成田頼明編、有斐閣、P314)
- 6) 日本住宅設備システム協会編：住宅産業における製造物責任(日本能率協会、P114~134)
- 7) 川井 健：欠陥商品と企業責任(日本経済新聞社、昭和55年発行、P85)
- 8) 従来、債務不履行責任においてさえ、賠償枠が拡大されても、瑕疵担保責任に基づき、単に物的損害を回復するにとどまるのか、一般的だった。ところが、昭和57年5月27日大阪地方裁判決にあって、初めて精神的被害まで認め慰謝料の支払いを認めた。